

和歌山県水泳連盟競泳強化指定選手指定制度規定

第1条 目的

この制度は、一般社団法人和歌山県水泳連盟（以下、本連盟とする）登録団体の指導者及び所属選手に、より一層の競技水準の向上と目標の明確化を促し、本県競技力水準の更なる向上を図るとともに、競泳委員会主催の強化事業等（以下、強化事業とする）を行うにあたっての選手選考指針に資することを目的とする。

第2条 競技水準の区分規定

競技水準の区分にあたっては、中学生・高校生については公益財団法人日本水泳連盟（以下、日水連とする）競泳委員会作成のインターナショナル・ナショナル選手標準記録を、小学生については日水連競技委員会作成の全国JOCジュニアオリンピックカップ水泳競技大会の大会標準記録を用いる。

第3条 強化指定区分

競技水準により、S・A・B・エリートの各強化区分を規定する。エリートは小学生のみ対象とする。強化指定選手は区分によって本連盟競泳委員会が別途定める補助等を受けることができる。

第4条 記録区分の改定

記録区分改定については、日水連競泳委員会または日水連競技委員会の記録改定に準拠する。

第5条 強化指定種目

強化指定種目については、標準記録表に定める。

第6条 強化指定選手の要件

強化指定選手になるためには、本条各項の要件を全て満たす者とする。

- 1) 和歌山県内の学校に通学している者
- 2) 対象選手の所属団体が、対象事業実施年度において日水連および本連盟に団体登録を行っていること
- 3) 対象選手が、対象事業実施年度において日水連への個人登録を行っていること
- 4) 男女とも小学3年生以上であること
- 5) 対象選手は、本県より国民体育大会参加資格を有している、または将来資格を有すると本連盟競泳委員会が認めた者
- 6) 本連盟競泳委員会の定める標準記録を突破した者
- 7) 本規定を熟読の上、内容を理解し、その趣旨に同意した者

第7条 強化指定の認定

強化指定の認定は、日水連及び各加盟団体主催の公認大会において樹立した記録とし、以下各項を附則する。

- 1) 長水路・短水路のいずれも認める。
- 2) 強化指定標準記録突者は、本連盟競泳委員会に対して所属責任者が所定様式により申請を行う。
- 3) 強化指定選手については、強化事業におけるホームページ等への選手名等の情報掲載について同意書欄を設け、対象選手及び保護者への掲載可否の確認を申請所属において行う。
- 4) 申請については標準記録を突破した日より3週間以内に行うこと。期限内に申請がなされない場合、その記録を用いての申請は無効とする。ただし、年度当初に行う申請の場合は除く。

第 8 条 強化指定認定の通知

強化指定認定の通知は、申請書確認後速やかに認定を行い、本連盟よりホームページ上で通知する。

第 9 条 強化事業への参加の開始

強化事業への参加は、申請書を本連盟競泳委員会へ提出したのちに行われる保険加入手続きが完了後とする。ただし、申請時以降に本連盟競泳委員会の事業がない場合、保険手続きは省略する。

第 10 条 強化指定選手への補助

中学 3 年以上の強化指定選手 S、A の選手については補助を行う。補助の内容については本連盟競泳委員会のホームページより通知する。ただし、本連盟競泳委員会の行う事業に不当な理由により参加しない場合、当該年度の補助を取り消すことがある。

第 11 条 強化指定の期間及び解除

強化指定の期間については、毎年度 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを強化指定期間とする。

ただし、本連盟主催事業等において、強化指定選手としてふさわしくない行動のある者については、本連盟競泳委員会において協議の上、強化指定を解除、もしくは強化指定を行わない場合がある。尚、強化指定の解除に際しては、本連盟よりの通知はこれを行わないものとする。

第 12 条 記録の適用

記録の適用については、強化事業計画を円滑に推進するため、毎年 1 月以降の記録を次年度事業に適用することとする。

第 13 条 本規則の追加・変更

本規定に追加・変更が必要な場合は、本連盟競泳委員会において適宜協議の上、決定する。

第 14 条 本制度の運用

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

この準則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この準則は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正する。

この準則は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正する。

この準則は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改正する。

この準則は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改正する。

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。